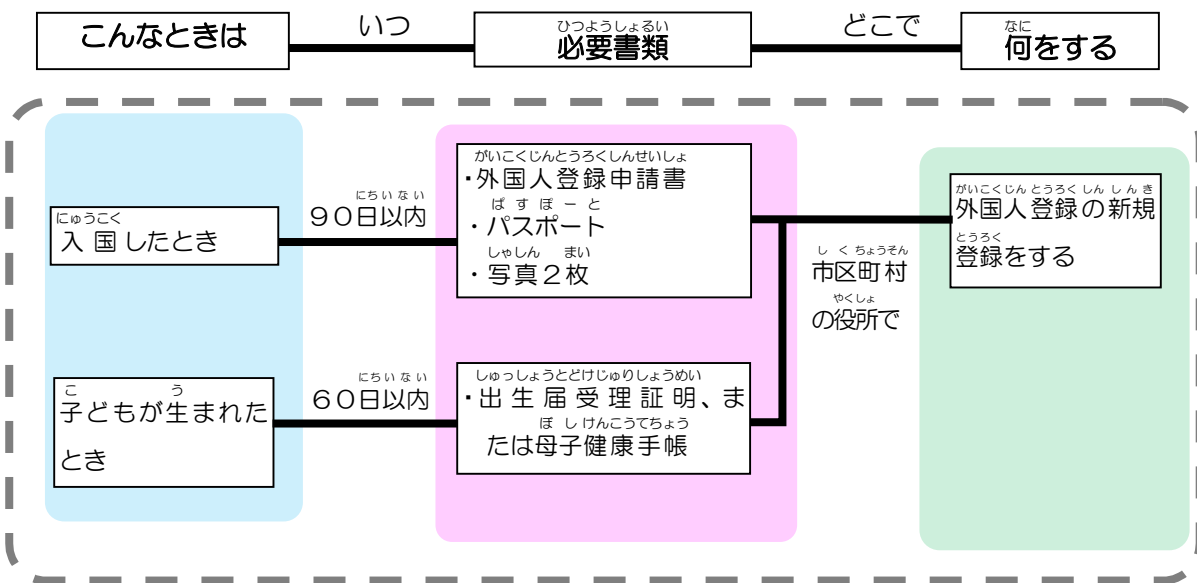


# IV 在留手続き・結婚・離婚

## IV-1 外国人登録

日本に入国した外国人や日本で生まれた外国人は、外国人登録をすることが義務付けられています。この外国人登録で交付される外国人登録証は身分証明ともなり、16歳以上の人は常に携帯し、係官の求めがあれば提示しなければいけません。但し、2009年から3年以内に外国人登録の仕組みが大きく変わります。詳しくは入国管理局（付録区-1 66ページ）へお問い合わせ下さい。

### 1. 新規登録

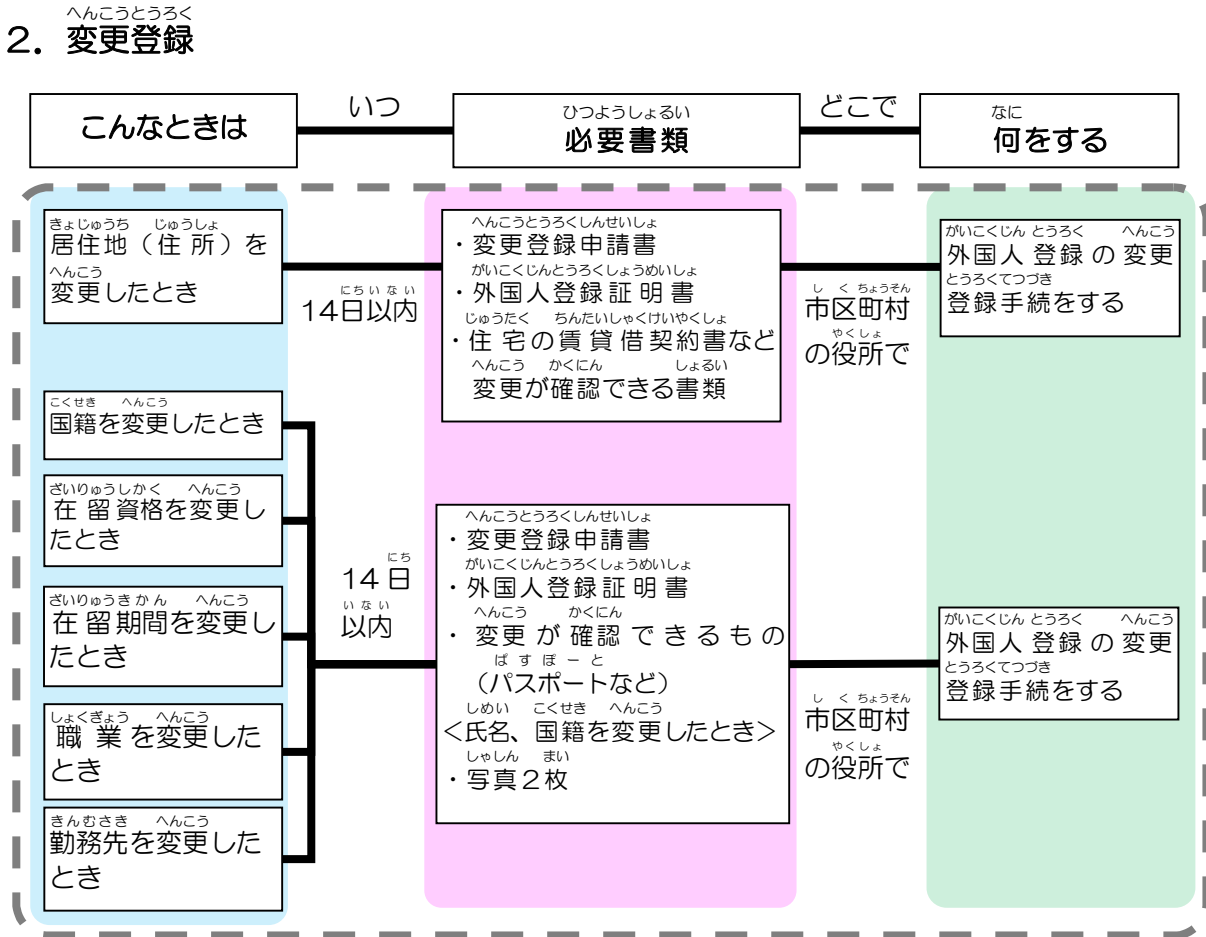


あなたが次の条件に当てはまるならお住まいの市区町村役場で外国人登録をする必要があります。

- ① 日本国籍を持っていない
- ② 90日以上日本に滞在する。

日本国籍を持たない子どもを出産した場合は、出生から60日以内に外国人登録をしなければいけません。手続きには、写真（4.5cmx3.5cm）2枚とパスポートを提示します。（16歳未満は写真不要）この登録は、今後あなたの日本での住所を証明するなど、各種手続きや契約の際に役立つものもあるので登録義務のある人は必ず登録して下さい。

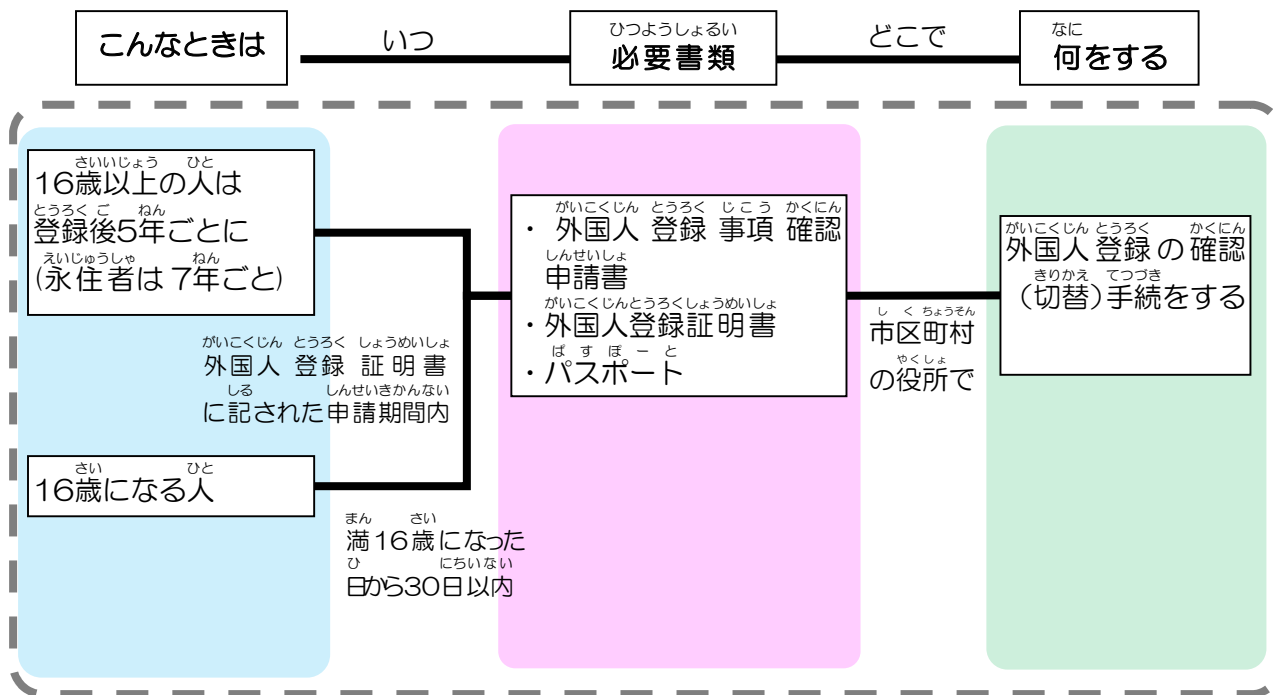
## 2. 変更登録



がいこくじんとうろく とうろくじこう とうろくじこう きょじゆうち じゆうしょ しめい こくせき しょくぎょう ざいりゆうしかく ざいりゆうきかん きんむさき  
 外国人登録の登録事項のうち、居住地（住所）、氏名、国籍、職業、在留資格、在留期間、勤務先  
 また じむしょ めいしようおよ じゆうしょ へんこう にちいない し く ちょうそん やくば とど で ひつよう  
 又は事務所の名称及び住所が変更になったときは、14日以内に市区町村役場に届け出る必要があります  
 ます（付録Ⅹ-1 62ページ）。

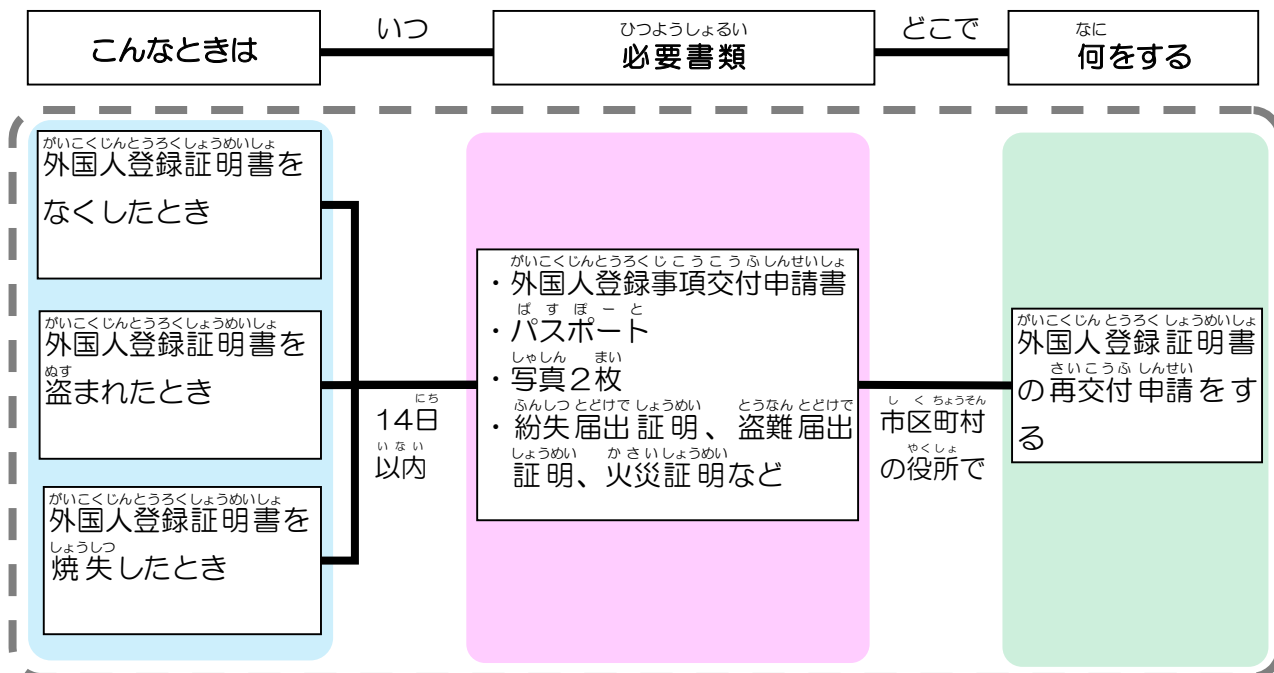


### 3. 確認（切替）手続



外国人登録をしてから、原則5年（永住者や特別永住者は7年）ごとに、住所地の市区町村役場で外国人登録の内容を確認する手続きをしなければいけません。満16歳未満は不要ですが、満16歳になったら30日以内に確認の手続きを行わなければいけません。

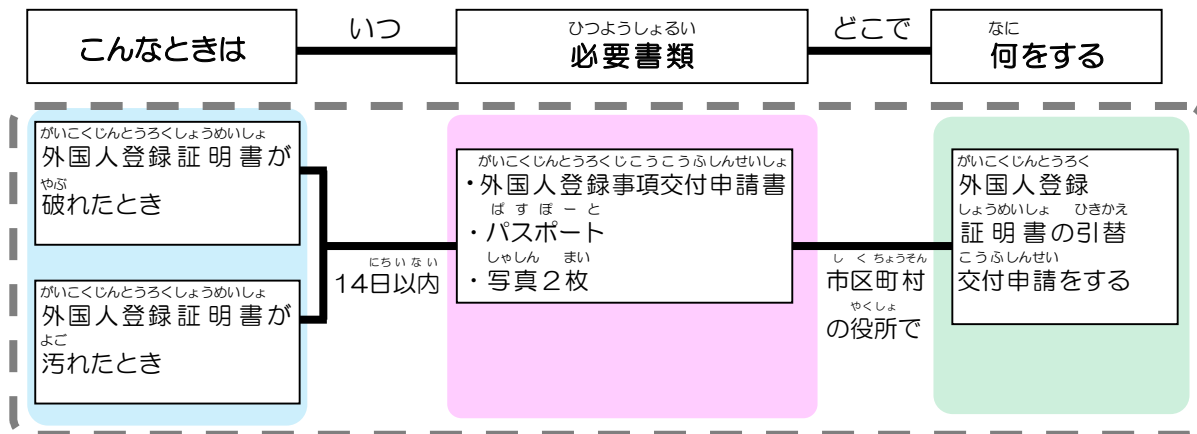
### 4. 再交付



外国人登録証をなくしたり、盗まれた場合は14日以内に住所地の市区町村役場で再交付の手続きをしなければいけません。パスポート、写真2枚以外に紛失届、盗難届なども必要に応じて提出します。



## 5. 引替交付 ひきかえこうふ



外国人登録証が破れたり、汚れた場合は、14日以内に引替交付の手続きを行います。